

県学警連だより No.149



熊本県学警連事務局
熊本県教育庁
学校安全・安心推進課
熊本県警察本部
生活安全企画課

暴力行為やあおり行為防止 同動画の投稿・拡散防止

暴力やそれを周囲ではやし立てる行為、これら行為の画像・動画撮影や撮影した画像・動画をSNS等へ投稿する行為は罪に問われる可能性があります。



殴り合いなどのけんか現場で「はやし立てる」あおり行為は、法律上の罪に問われる可能性があります。そのような現場に遭遇したときは、警察へ通報をお願いします。

周囲ではやし立てる行為

現場助勢罪(刑法第206条)

暴行現場で相手が傷害を負った場合、自ら暴力を振るっていないくても、あおただけで成立し、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金若しくは料金を課せられることが規定されています。

幫助罪(刑法第62条第1項)

暴行・傷害罪の実行犯(正犯)に対し、物理的・精神的に手助けをして犯行を容易にする犯罪です。凶器を貸したり、相手を逃がさないように囲い込んだりするなどの物理的行為や、応援ではやし立てる精神的支援が含まれます。

暴力(相手を殴ったり、蹴ったり)した場合

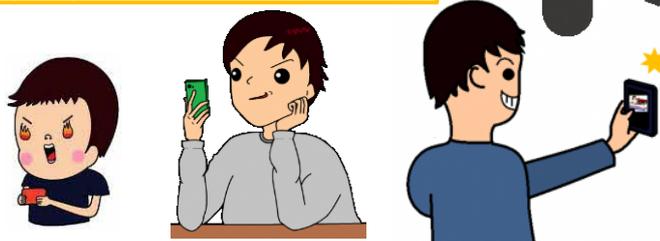
暴行罪(刑法第208条)

2年以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは料金を課せられることが規定されています。

暴力の結果、相手がけがをした場合

傷害罪(刑法第204条)

15年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金を課されることが規定されています。



動画を撮影・SNSへ投稿する行為

肖像権・プライバシー権侵害

本人の承諾なく顔や姿を撮影し、SNSやインターネット上で公開する行為

名誉毀損・侮辱罪(刑法第230条、同法第231条)

撮影した動画に悪意のあるコメントを添えて投稿し、相手の社会的評価を低下させる行為

人権侵害につながり得る 動画や誹謗中傷が投稿・ 拡散された場合の削除 要請等について



インターネット上の誹謗中傷に関する相談・通報窓口について、添付の「インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内」を参考にしてください。